

公 表

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により令和6年10月に検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和6年11月25日

福島県知事 内堀雅雄



1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の区分	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の内容
旭鉦末株式会社 大越工場 法人番号 6010501000153 田村市大越町	同左	単体飼料 (炭酸カルシウム)	炭酸カルシウム	R6.10	重金属－カドミウム、鉛	無